

東北の人と文化を基軸としたローカルツーリズム推進事業 仕様書

1 委託業務の名称

東北の人と文化を基軸としたローカルツーリズム推進事業

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日まで

3 委託業務の目的

東北地方の人口減少は全国に先んじて進んでおり、2020年国勢調査において、2015年の前回調査から4.1%減の861万人となっており、減少率も前回調査(3.8%)から増加している。また、県別のワースト5位以内に東北が4県入っているなど、産業等の担い手不足等も含めて、地域の持続可能性の確保にも大きな影響を与えている。

国内全体として人口減少を迎える中、観光を通じ国内外との交流人口の拡大による地域活性化が重要視されており、本市においても地域活力を維持拡大するため、交流人口拡大に向けた取り組みを進めてきた。インバウンド市場においても、2019年には東北の外国人延べ宿泊者数が150万人泊を突破するなど順調に推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドは消滅し、国内旅行も著しく減少したことで、観光業やそれに紐づく多様な産業は大きな打撃を受けており、早期の感染状況の回復が望まれるところである。

一方で、新型コロナウイルス感染症を経て、これまでの団体旅行から個人旅行への移行はますます加速すると予想されるため、個人型にも対応できる観光地域づくりを進める必要がある。また、インターネットやSNS(ソーシャルネットワークサービス)の発展に伴い、人々の価値観が多様化するとともに、旅行情報についても容易に収集・比較ができるようになった。

このように個人旅行化への加速や、価値観の多様化が進む中で旅行先として選ばれるためにも東北に脈々と受け継がれてきた文化や歴史、生業、食産業、伝統工芸、第一次産業等、その地域ならではの資源を活用し、つなぎあわせ、地域での人との交流を通じた、そこでしかできない満足度の高い体験や経験をツアー・プログラムとして造成しながら、地域ブランドの育成を進める必要がある。なお、ツアー・プログラム等の造成にあたっては、参加人数頼みの安価な商品を造成するのではなく、そのツアー・プログラムの価値を正しく伝え、参加者に高い満足度を提供することとし、自走に向けた価格設定や地域事業者への還元を意識することはもちろんのこと、地域内の多様な産業の担い手が連携することで、その後の地域でのコーディネート機能の確保・育成も含めた、受け入れ体制の維持や、ツアー・プログラムの自走体制の確保を図っていくことが重要である。このような取り組みを行うことで、交流人口の拡大だけでなく、地域と継続して多様な関わり合いをもつ関係人口の獲得に寄与するとともに、人口減少や疫病、自然災害等による旅行客数の減少にも耐えうる1人あたりの消費単価の増加にもつながり、観光業だけでなく地域の第一次産業等も含めた持続可能性を担保する施策が求められているところである。

そこで本事業では、地域ブランドの育成や関係人口の創出につながる体験の価値を正しく伝え、参加者に高い満足度を提供するツアー・プログラムを造成・実施することで、地域への誘客を図るとともに、ツアー・プログラムの造成にあたっては地域の観光協会やDMO、旅行会社や第一次産業等の担い手など多様な事業者と連携して取り組むことで、地域でのコーディネート機能の確保・育成も含めた受け入れ体制の維持・プログラムの自走体制の確保を図る。

4 業務内容

本事業については、地方創生推進交付金を活用し、3箇年事業を見込んでいる（※本市予算及び交付金未成立のため、令和5年度以降の事業実施を担保するものではない）。事業初年度である令和4年度においては、ローカルツーリズムの推進に向けたコンテンツ収集や、モデルとなるツアー・プログラムの造成とプロモーションに取り組み、その効果検証を行うとともに、将来的な地域での自走を見据え、域内の多様な事業者のネットワーク形成とコーディネート機能の確保・育成に取り組むこととし、次の業務を実施する。

(1) ツアー・プログラム造成に向けた調査・分析・情報収集

- ・ ツアー・プログラム造成に向け、既に販売されているツアー・プログラムの内容や価格、消費者ニーズ等の調査・分析等を行うこと。調査を踏まえ、ツアー・プログラムの素材となり得る東北の地域資源の情報を収集すること。なお、地域資源はできる限り地域の偏りなく収集すること。

(2) ツアー・プログラムの企画・造成支援及び販売

- ・ (1) で収集した情報をもとに、ローカルツーリズムのモデルとなるツアー・プログラムを12種類以上造成支援し、販売すること。モデルとなるツアーについては、旅行者にとって、体験するコンテンツが地域ならではの資源であることが一定程度理解されているなど、わかりやすさも重視すること。
- ・ ツアー・プログラムについては、日帰りや1泊のものから、2泊以上の滞在が必要なもの、反復的な来訪が必要なもの等が想定される。また、参加対象についても、個人を対象とするものから団体を対象とするものが想定されるが、これら日程及び参加対象については、自走体制の確保や本事業の目的を達成するために有効な形式をとることとし、本市と事前協議の上、ツアー・プログラムごとに決定すること。
- ・ 各県及び仙台市の7地域については、少なくとも1種類以上のツアー・プログラムにおいて、造成対象地域に含まれることとするが、それ以外の5種類以上については、長期的視野に立った本事業の効果的な実施に向けて最適な分配で実施することとし、一定程度宮城県内や隣県までの範囲内に偏ってもよいこととする。
- ・ なお、当該事業で造成するツアー・プログラムについては、将来的にはインバウンド市場への転用を見通すことが可能なものである。しかし、初年度である令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、基本的には国内からの誘客を想定している。なお、市場の動向や新型コロナの影響を踏まえ、地域のさらなる絞り込みや、年齢や所属、所得等のターゲットの絞り込みは差し支えないものとする。
- ・ また、ツアー・プログラム参加者への地域のメールマガジンやECサイトの案内等の、関係人口の創出につながる仕掛けを行うこと。
- ・ ツアー・プログラムの造成にあたっては地域の観光協会やDMO、旅行会社や第一次産業等の担い手など多様な事業者と連携して取り組み、地域でのコーディネート機能の確保・育成も含めた受け入れ体制の維持、ツアー・プログラムの自走体制の確保を図ること。なお、次年度以降、他の事業者に本事業の受託が引き継がれた場合でも、ツアー・プログラムの継続が可能となるよう、地域のコーディネート機能の確保を図ること。
- ・ 地方創生推進交付金においては、「特定の個人や個別企業に対する給付事業及びそれに類するものは、原則として推進交付金の対象としないこと」とされていることから、各ツアー・プログラムの経費は、各ツアー・プログラムの収益により賄うこととする。

(3) プロモーション及びブランディング

- ・ ウェブ・SNS等を活用し、造成したツアー・プログラムの認知向上及び販売促進を行うこと。なお、プロモーション手法の検討にあたっては、類似事例を調査・分析の上行うこと。
- ・ また、本事業で造成したツアー・プログラムのその後の自走に寄与すべく、ロゴなど視認性の高いクリエイティブを制作して訴求したり、ツアー・プログラム実施の様子をウェブやSNS等において発信するなどし、東北のローカルツーリズムとしてブランディングし、認知拡大と継続的なウェブ・SNS等への流入を図ること。

(4) ローカルツーリズムネットワークの形成及び人材育成

- ・ ツアー・プログラムを造成した地域を中心とし、自治体、観光案内所、観光協会、観光及び産業に関わる事業者、地域DMO等、東北におけるローカルツーリズムを推進する関係者によるネットワークを形成すること。
- ・ ネットワークでは、年1回以上研修会を実施し、ローカルツーリズム推進に関するノウハウの共有や意見交換、外部講師を招いた講演会など、自立的なローカルツーリズムの推進に向けた関係者のスキルアップを図ること。研修会については実地、オンラインを問わない。

(5) その他

上記の業務に加え、本事業の目的達成に資する独自の取組みを実施すること。

(6) 実施結果の分析及び報告書の作成

上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。なお、ツアー・プログラムの検証に際しては参加者を対象としたアンケート調査を試みるなど、旅行者のニーズの把握に努めること。

形式：A4

納入期限：令和5年3月15日

5 業務実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。また、必要に応じて、仙台観光国際協会等の関係者と連携しながら事業を実施すること。

6 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用後速やかに処分すること。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。
- (2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】				
	考慮する目標数値 (アウトプット)		目指す効果目標 (アウトカム)	
	ツアー・プログラム 造成	ツアー・プログラ ム造成種類	1 2 種類	プログラム参加者数 (※同じ種類のツア ー・プログラムを複数 回開催してもよい)
プログラム利用者の消 費拡大額				1 2, 2 3 7 千円
次年度以降継続が見込 まれるツアー・プログ ラム種類				6 種類
プロモーション	情報発信件数	5 0 件		
ネットワーク形成	研修会	1 回	研修会参加者数	5 0 人

※ 参加者数は、日本人、外国人ごとに集計すること。

※ 消費拡大額の算定にあたっては、便宜的に観光庁「旅行・観光消費動向調査 (2020)」における日本人旅行者の1人1回当たりの旅行消費額 33,993 円を参加者数に乗じている。

※ 情報発信件数は、ウェブ・SNS の投稿数などを計上すること。